

## 女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人 新庄かつろく会 行動計画

法人に働く職員が、その能力を発揮し仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和6年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：令和6年3月末までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間36時間未満とする。

### <対策>

- 令和4年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 5年1月～ 各職種職員との面談による現状把握と問題点の把握
- 5年4月～ 1年次の総括と職員への掲示による周知
- 5年10月～ 問題点の改善状況確認及び対策の実施

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

### <対策>

- 令和4年9月～ 全職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 4年10月 育児介護休業法の改正に合わせて制度改正内容の周知
- 5年4月～ 育休取得予定者に対する「育休復帰支援プラン」策定開始

目標3：若年層のインターンシップの受け入れ、施設見学等の実施。

### <対策>

- 令和4年4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 4年9月～ 受け入れを行う学校等への説明及び受け入れ体制作り
- 4年9月～ 関係行政機関、学校との連携
- 5年4月～ 職員への周知及び市広報誌による取組の周知
- 5年6月～ 施設見学及びインターンシップの受け入れ開始